

Weekly Report

第551日号
令和2年4月27日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

「持続化給付金」と「特別定額給付金」

緊急経済対策に盛り込まれた事業主に対する「持続化給付金」や、個人に対する「特別定額給付金」は、国会に提出された令和2年度補正予算案の成立後に実施されます（今月30日成立見通し）。

◆特に影響を受けた事業主への「持続化給付金」

持続化給付金は、新型コロナにより特に大きな影響を受けている事業者に対して、給付するものです。

◎対象者……本年1月以降、売上（事業収入）が前年同月比50%以上減少した月（対象月）がある事業者で、資本金10億円未満の法人や、個人事業者が対象となります（医療法人、NPO法人等も対象）。

◎給付額……法人は200万円、個人事業者は100万円を上限として、対象月の属する事業年度の前年度における売上からの減少分が給付額となります。なお、給付額は【前年度の総売上－（対象月の売上×1.2）】で計算します（100万円未満は切り捨て）。

◎申請手続……申請期間は、補正予算成立の翌

日から令和3年1月15日までです。また、申請方法は基本的に持続化給付金の申請用HP（補正予算成立の翌日に開設予定）からの電子申請となります。

◆1人10万円を給付する「特別定額給付金」

特別定額給付金は、家計への支援を行うため、一律で1人当たり10万円を給付するものです。

◎対象者等……基準日（本年4月27日）において住民基本台帳に記録されている全ての方が対象となります。なお、受給権者は世帯主となります。

◎申請手続……申請の開始時期は市区町村で設定されます。また、申請方法は申請書に記入し郵送する方法と、マイナポータルから電子申請する方法（マイナンバーカードを所持している場合）があります。

中小企業等の固定資産税等の軽減措置

緊急経済対策における地方税の措置として、中小事業者等が所有する償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置が実施されます（関係法案の成立が前提）。

これは、本年2月から10月までの任意の3カ月間における売上について、「前年同期比30%以上50%未満減少している場合は1/2」、「前年同期比50%以上減少している場合は全額」を、令和3年度課税の1年分に限り減免するものです。

なお、売上減少要件を満たしているかについて認定経営革新等支援機関等の確認を受けた上で、令和3年1月31日までに各市町村へ申告した場合に適用されます。

★★★5月チェックポイント★★★

※コロナ禍から家族と会社を守るために、感染予防対策を徹底します。コロナ禍の影響により休業や売上の減少などを受けた企業は、自社に最適な国や地方自治体・金融機関などの様々な制度を活用し、早目の申請を行います。

※個人住民税特別徴収の納税通知書が届いたら、賃金台帳に転記して6月からの徴収に備える。

※自治体により発送時期が異なりますが、固定資産税や自動車税の納税通知書が届いたら、課税内容や納付期限を確認します。